主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意書は、具体的な上告理由の主張を欠き、不適法である。 よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四九年三月一四日

最高裁判所第一小法廷

Ξ		武	田	下	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
_		盛		岸	裁判官
夫		康	上	岸	裁判官